

議案第101号

さいたま市市税条例等の一部を改正する条例の制定について
さいたま市市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年6月11日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市市税条例等の一部を改正する条例

(さいたま市市税条例の一部改正)

第1条 さいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(市民税の納税義務者等) 第14条 [略] 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下この節において「 <u>外国法人</u> 」という。）に対するこの節の規定の適用については、 <u>恒久的施設（法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。）をもって、その事務所又は事業所とする。</u> 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、 <u>地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第18条第2項の表第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</u> (法人税割の税率) 第22条 法人税割の税率は、 <u>100分の12.1</u> とする。 (法人の市民税の課税の特例)	(市民税の納税義務者等) 第14条 [略] 2 <u>外国法人に対するこの節の規定の適用については、その事業が行われる場所で地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第46条の4に規定する場所をもってその事務所又は事業所とする。</u> 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、 <u>全第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第18条第2項の表第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</u> (法人税割の税率) 第22条 法人税割の税率は、 <u>100分の14.7</u> とする。 (法人の市民税の課税の特例)

第23条 前条の場合において、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下である法人若しくは資本若しくは出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）又は第14条第3項において法人とみなされるものであって、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額（法第292条第1項第4号に規定する法人税額をいう。以下同じ。）又は個別帰属法人税額（同項第4号の2に規定する個別帰属法人税額をいう。以下同じ。）が年1,000万円以下のものに対する当該事業年度分若しくは計算期間分又は当該連結事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に12.1分の2.4を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。

2～6 [略]

（法人の市民税の申告納付）

第45条 [略]

2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、法第321条の8第24項に規定する外国の法人税等を課された場合においては、同項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3・4 [略]

5 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第48条第1項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第8条の規定を適用することができる。

6 [略]

（法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）

第48条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に

第23条 前条の場合において、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下である法人若しくは資本若しくは出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）又は第14条第3項において法人とみなされるものであって、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額（法第292条第1項第4号に規定する法人税額をいう。以下同じ。）又は個別帰属法人税額（同項第4号の2に規定する個別帰属法人税額をいう。以下同じ。）が年1,000万円以下のものに対する当該事業年度分若しくは計算期間分又は当該連結事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に14.7分の2.4を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。

2～6 [略]

（法人の市民税の申告納付）

第45条 [略]

2 法の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、法の施行地外にその源泉がある所得について、外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3・4 [略]

5 法人税法第74条第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項（同法第145条において準用する場合を含む。以下この項及び第48条第1項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7項（同法第145条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第8条の規定を適用することができる。

6 [略]

（法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）

第48条 法人税法第74条第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の

係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 [略]

第64条 法第348条第2項第10号から第10号の9までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の9までに規定する事業又は施設（以下この条において「社会福祉事業等」という。）を営む者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を営む者に無料で使用させていることを証明する書類を添付しなければならない。(1)～(6) [略]

（固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告）

第66条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の9まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

（軽自動車税の税率）

第91条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（エに掲げるものを除く。） 年額2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額2,000円

算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 [略]

第64条 法第348条第2項第10号から第10号の7までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の7までに規定する事業又は施設（以下この条において「社会福祉事業等」という。）を営む者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を営む者に無料で使用させていることを証明する書類を添付しなければならない。(1)～(6) [略]

（固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告）

第66条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の7まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

（軽自動車税の税率）

第91条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（エに掲げるものを除く。） 年額1,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額1,200円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額2,400円

エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの。以下同じ。）が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額3,700円

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

(7) 2輪のもの（側車付のものを含む。）
年額3,600円

(イ) 3輪のもの 年額3,900円

(ウ) 4輪以上のもので乗用のもの

a 営業用 年額6,900円

b 自家用 年額10,800円

(エ) 4輪以上のもので貨物用のもの

a 営業用 年額3,800円

b 自家用 年額5,000円

(オ) 専ら雪上を走行するもの 年額3,600円

イ 小型特殊自動車

(7) 農耕作業用のもの 年額2,400円

(イ) その他のもの 年額5,900円

(3) 2輪の小型自動車 年額6,000円

(事業所税の申告納付)

第143条 事業所等において法人が行う事業に対して課する事業所税の納税義務者は、各事業年度終了の日から2月以内（外国法人（法の施行地に本店又は主たる事業所等を有しない法人をいう。）が第137条第1項に規定する納税管理人を定めなくて法の施行地に事業所等を有しないこととなる場合（同条第2項の認定を受けた場合を除く。））には、当該事業年度終了の日から2月を経過した日の前日と当該事業所等を有しないこととなる日とのいずれか早い日まで）に、当該各事業年度に係る事業所税の課税標準額及び税額その他必要な事項を記載した申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を納付書によって納付しなければならない。

2～4 [略]

附 則

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額1,600円

エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの。以下同じ。）が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額2,500円

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

(7) 2輪のもの（側車付のものを含む。）
年額2,400円

(イ) 3輪のもの 年額3,100円

(ウ) 4輪以上のもので乗用のもの

a 営業用 年額5,500円

b 自家用 年額7,200円

(エ) 4輪以上のもので貨物用のもの

a 営業用 年額3,000円

b 自家用 年額4,000円

(オ) 専ら雪上を走行するもの 年額2,400円

イ 小型特殊自動車

(7) 農耕作業用のもの 年額1,600円

(イ) その他のもの 年額4,700円

(3) 2輪の小型自動車 年額4,000円

(事業所税の申告納付)

第143条 事業所等において法人が行う事業に対して課する事業所税の納税義務者は、各事業年度終了の日から2月以内（外国法人が第137条第1項に規定する納税管理人を定めなくて法の施行地に事業所等を有しないこととなる場合（同条第2項の認定を受けた場合を除く。））には、当該事業年度終了の日から2月を経過した日の前日と当該事業所等を有しないこととなる日とのいずれか早い日まで）に、当該各事業年度に係る事業所税の課税標準額及び税額その他必要な事項を記載した申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を納付書によって納付しなければならない。

2～4 [略]

附 則

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第10条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

第12条から第14条まで 削除

第10条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項までの規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第40条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）

第12条 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の市民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第4条第1項第1号に規定する居住用財産の譲渡損失の金額（以下第3項までにおいて「居住用財産の譲渡損失の金額」という。）がある場合には、当該居住用財産の譲渡損失の金額については、法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前3年内の年において生じた当該居住用財産の譲渡損失の金額以外の居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

2 前項の規定は、当該居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第28条第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

3 所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた法附則第4条第1項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。）は、当該納税義務者が前年12月31日において当該通算後譲渡損失の金額に係る租税特別措置法第41条の5第7項第1号に規定する買換資産に係る同項第4号に規定する住宅借入金等の金額を有する場合において、居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年

の末日の属する年度の翌年度の市民税について前項の申告書を提出した場合であって、その後の年度分の市民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第28条第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第5項第1号の規定により読み替えて適用される同条第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出しているときに限り、法附則第34条第4項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る年度分の市民税に係る附則第38条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第41条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が3,000万円を超える年度分の市民税の所得割については、この限りでない。

4 附則第37条第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第37条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第37条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。）」とし、附則第38条第1項、第41条第1項、第42条第1項又は第43条第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第38条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第41条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第42条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第43条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。）」とする。

5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第28条第4項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は附則第12条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「第1項の申告書又は同条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式（別表）による申告書」とする。

(2) 第29条の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書」とあるのは「確定申告書

(租税特別措置法第41条の5第12項第3号の規定により読み替えて適用される所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。)
と、「から第4項まで」とあるのは「から第3項まで又は附則第12条第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第4項」と、同条第2項中「から第4項まで」とあるのは「から第3項まで又は附則第12条第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第4項」とする。

(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第13条 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の市民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第4条の2第1項第1号に規定する特定居住用財産の譲渡損失の金額（以下第3項までにおいて「特定居住用財産の譲渡損失の金額」という。）がある場合には、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額については、法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前3年内の年において生じた当該特定居住用財産の譲渡損失の金額以外の特定居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

2 前項の規定は、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第28条第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

3 所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた法附則第4条の2第1項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。）は、特定居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について前項の申告書を提出した場合であって、その後の年度分の市民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第28条第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第5項第1号の規定により読み替えて適用される同条第4

項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出しているときに限り、法附則第34条第4項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る年度分の市民税に係る附則第38条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第41条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が3,000万円を超える年度分の市民税の所得割については、この限りでない。

4 附則第37条第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第37条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額(附則第37条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。)」とし、附則第38条第1項、第41条第1項、第42条第1項又は第43条第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額(附則第38条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第41条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第42条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第43条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。)」とする。

5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第28条第4項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は附則第13条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「第1項の申告書又は同条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式(別表)による申告書」とする。

(2) 第29条の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書(」とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第41条の5の2第12項第3号の規定により読み替えて適用される所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。)」と、「から第4項まで」とあるのは「から第3項まで又は附則第13条第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第4項」と、同条第2項中「から第4項まで」とあるのは「から第3項まで又は附則第13条第5項第1号

の規定により読み替えて適用される前条第4項」とする。

(阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例)

第14条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の3第4項に規定する阪神・淡路大震災により受けた損失の金額については、平成6年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第20条の規定により控除された金額に係る当該阪神・淡路大震災により受けた損失の金額は、その者の平成8年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成7年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第20条の規定により控除された金額に係る阪神・淡路大震災により受けた損失の金額のうち、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族に係る前項に規定する損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該親族の平成8年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成7年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、平成7年度分の第28条第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第19条 [略]

2～9 [略]

10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければ

（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第19条 [略]

2～9 [略]

ならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後、に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

第31条 [略]

(軽自動車税の税率の特例)

第32条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第91条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第91条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第39条 昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次

第31条 削除

第32条 [略]

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第39条 昭和63年度から平成26年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次

の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) [略]

2 前項の規定は、昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 [略]

(読替規定)

第54条 法附則第15条第1項、第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第34項、第35項若しくは第40項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第152条第2項中「又は第28項」とあるのは、「若しくは第28項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告)

第55条 第63条の規定は、法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について法附則第41条第3項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において、第63条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第3項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。

第55条の2 法附則第41条第9項各号に掲げる

の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) [略]

2 前項の規定は、昭和63年度から平成26年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 [略]

(読替規定)

第54条 法附則第15条第1項、第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項、第33項、第37項若しくは第38項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第152条第2項中「又は第28項」とあるのは、「若しくは第28項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告)

第55条 平成21年度分から平成25年度分までの固定資産税に係る第63条の規定の適用については、同条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「公益社団法人若しくは公益財団法人（法附則第41条第3項の規定により公益社団法人又は公益財団法人とみなされる法人を含む。）」とする。

2 第63条の規定は、法附則第41条第11項第1号から第5号までに掲げる固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者について準用する。この場合において、第63条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第4項に規定する移行一般社団法人等」と読み替えるものとする。

第55条の2 法附則第41条第15項各号に掲げ

固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第9項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類
- (2) 次に掲げる事項を記載した書類
 - ア 法附則第41条第9項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
 - イ 法附則第41条第9項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
 - ウ 法附則第41条第9項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途
- (3)～(5) [略]

る固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第15項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類
- (2) 次に掲げる事項を記載した書類
 - ア 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
 - イ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
 - ウ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途
- (3)～(5) [略]

（東日本大震災に係る雑損控除額の特例）

第56条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第42条第3項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、平成22年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第20条の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の平成24年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に関するこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第20条の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第42条第3項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の市民税に関するこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、平成23年度分の第28条第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例）

第56条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。）をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同条第1項に規定する土地等をいう。次項において同じ。）の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。）をした場合には、附則第38条第1項中「第35条第1項」とあるのは「第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第31条第1項」とあるのは「租税特別措置法第31条第1項」と、附則第39条第3項中「第35条の2まで、第36条の2、第36条の5」とあるのは「第34条の3まで、第35条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、附則第40条第1項中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」と、附則第41条第1項中「第35条第1項」とあるのは「第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国

税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第32条第1項」とあるのは「租税特別措置法第32条第1項」として、附則第38条、附則第39条、附則第40条又は附則第41条の規定を適用する。

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第4項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第38条、附則第39条、附則第40条又は附則第41条の規定を適用する。

3 前2項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする年度分の第28条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。）に、前2項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）

第57条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第15条の3及び附則第15条の3の2の規定の適用については、附則第15条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する

	<p>法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第3項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第15条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第3項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。</p> <p>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項までの規定の適用を受けた場合における附則第15条の3及び附則第15条の3の2の規定の適用については、附則第15条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第15条の3の2第1項中「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」とする。</p>
<p>第56条 [略]</p>	<p>第58条 [略]</p>
<p>第57条 [略]</p>	<p>第59条 [略]</p>

（さいたま市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 さいたま市市税条例の一部を改正する条例（平成25年さいたま市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第57条の改正を削る。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を

当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>第 1 条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 附則第 1 5 条の 3 の 2 第 1 項の改正 平成 2 7 年 1 月 1 日</p> <p style="text-align: center;">(個人の市民税に関する経過措置)</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>第 1 条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 附則第 1 5 条の 3 の 2 第 1 項の改正及び附則第 5 7 条の改正並びに附則第 3 条第 3 項の規定 平成 2 7 年 1 月 1 日</p> <p style="text-align: center;">(個人の市民税に関する経過措置)</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>改正後の条例附則第 5 7 条の規定は、平成 2 7 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 2 6 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</u></p>

(さいたま市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 3 条 さいたま市市税条例等の一部を改正する条例（平成 2 5 年さいたま市条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中附則第 1 2 条の改正を次のように改める。

<p>(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)</p> <p>第 1 2 条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 附則第 3 7 条第 1 項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第 3 7 条第 1 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第 3 7 条第 1 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。）」とし、附則第 3 8 条第 1 項、第 4 1 条第 1 項、第 4 2 条第 1 項又は<u>第 4 3 条第 1 項</u>の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第 3 8 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第 4 1 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第 4 2 条第 1 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則</p>	<p>(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)</p> <p>第 1 2 条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 附則第 3 7 条第 1 項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第 3 7 条第 1 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第 3 7 条第 1 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。）」とし、附則第 3 8 条第 1 項、第 4 1 条第 1 項、第 4 2 条第 1 項又は<u>第 4 3 条の 2 第 1 項</u>の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第 3 8 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第 4 1 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第 4 2 条第 1 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第43条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。)とする。

5 [略]

附則第43条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。)とする。

5 [略]

第1条中附則第13条の改正を次のように改める。

(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第13条 [略]

2・3 [略]

4 附則第37条第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第37条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額(附則第37条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。)」とし、附則第38条第1項、第41条第1項、第42条第1項又は第43条第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額(附則第38条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第41条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第42条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第43条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。)」とする。

5 [略]

(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第13条 [略]

2・3 [略]

4 附則第37条第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第37条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額(附則第37条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。)」とし、附則第38条第1項、第41条第1項、第42条第1項又は第43条の2第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額(附則第38条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第41条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第42条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第43条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。)」とする。

5 [略]

第1条中附則第42条の改正を次のように改める。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第42条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第19条第1項及び第2項並びに第21条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第5項に定めるところにより計算した金額(以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額(一般株式等に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第20条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課

(株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第42条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等については、第19条及び第21条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第6項に定めるところにより計算した金額(当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(第19条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。)を除外して算定するものとする。以下この項におい

する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第20条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第42条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第24条、第24条の2第1項、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第42条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第42条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第42条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第42条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第26条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第42条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第11条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第42条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第42条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

第1条中附則第55条の改正を削る。

第1条中附則第55条の2の改正を次のように改める。

て「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。) に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額（株式等に係る譲渡所得等の金額（第2項第1号の規定により読み替えて適用される第20条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第20条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第42条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第24条、第24条の2第1項、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第42条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第42条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第42条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第42条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第26条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第42条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第11条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第42条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第42条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

第55条の2 法附則第41条第8項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第8項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類
- (2) 次に掲げる事項を記載した書類
 - ア 法附則第41条第8項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
 - イ 法附則第41条第8項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
 - ウ 法附則第41条第8項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途
- (3)～(5) 〔略〕

第55条の2 法附則第41条第9項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第9項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類
- (2) 次に掲げる事項を記載した書類
 - ア 法附則第41条第9項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
 - イ 法附則第41条第9項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
 - ウ 法附則第41条第9項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途
- (3)～(5) 〔略〕

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第1条中附則第12条第4項の改正、附則第13条第4項の改正、附則第15条の4の改正（「附則第43条の2第1項」を「附則第43条第1項」に改める部分に限る。）、附則第42条の2から第43条までを削る改正、附則第43条の2の改正、附則第43条の3を削る改正、附則第43条の4の改正（同条第5項第3号の改正（「利子所得の金額又は」を加える部分に限る。）を除く。）並びに附則第43条の5及び第44条を削る改正並びに第3条及び第4条の規定 公布の日</p>	<p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第1条中附則第12条第4項の改正（「<u>第43条の2第1項</u>」を「<u>第43条第1項</u>」に改める部分及び「<u>附則第43条の2第1項</u>」を「<u>附則第43条第1項</u>」に改める部分に限る。）、附則第13条第4項の改正（「<u>第43条の2第1項</u>」を「<u>第43条第1項</u>」に改める部分及び「<u>附則第43条の2第1項</u>」を「<u>附則第43条第1項</u>」に改める部分に限る。）、附則第15条の4の改正（「<u>附則第43条の2第1項</u>」を「<u>附則第43条第1項</u>」に改める部分に限る。）、附則第42条の2から第43条までを削る改正、附則第43条の2の改正、附則第43条の3を削る改正、附則第43条の4の改正（同</p>

(2) 第1条中第19条第5項及び附則第55条の2の改正 平成28年1月1日

(3) [略]

(4) 第1条中第24条の2第2項の改正並びに附則第15条の4の改正（「附則第43条の2第1項」を「附則第43条第1項」に改める部分を除く。）、附則第36条の2及び第42条の改正並びに附則第43条の4の改正（同条第5項第3号の改正（「利子所得の金額又は」を加える部分に限る。）に限る。）並びに第2条の規定並びに次条第2項の規定 平成29年1月1日

（個人の市民税に関する経過措置）

第2条 [略]

2 第1条の規定による改正後のさいたま市市税条例附則第15条の4、第36条の2、第42条及び第44条第5項第3号の規定並びに第2条の規定による改正後のさいたま市市税条例附則第42条の2の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

条第5項第3号の改正（「利子所得の金額又は」を加える部分に限る。）を除く。）並びに附則第43条の5及び第44条を削る改正並びに第3条及び第4条の規定 公布の日

(2) 第1条中第19条第5項並びに附則第55条第2項及び第55条の2の改正 平成28年1月1日

(3) [略]

(4) 第1条中第24条の2第2項の改正並びに附則第12条第4項の改正（「第43条の2第1項」を「第43条第1項」に改める部分及び「附則第43条の2第1項」を「附則第43条第1項」に改める部分を除く。）、附則第13条第4項の改正（「第43条の2第1項」を「第43条第1項」に改める部分及び「附則第43条の2第1項」を「附則第43条第1項」に改める部分を除く。）、附則第15条の4の改正（「附則第43条の2第1項」を「附則第43条第1項」に改める部分を除く。）、附則第36条の2及び第42条の改正並びに附則第43条の4の改正（同条第5項第3号の改正（「利子所得の金額又は」を加える部分に限る。）に限る。）並びに第2条の規定並びに次条第2項の規定 平成29年1月1日

（個人の市民税に関する経過措置）

第2条 [略]

2 第1条の規定による改正後のさいたま市市税条例附則第12条第4項、第13条第4項、第15条の4、第36条の2、第42条及び第44条第5項第3号の規定並びに第2条の規定による改正後のさいたま市市税条例附則第42条の2の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中附則第12条から第14条までを削る改正、附則第19条第9項の次に1項を加える改正、附則第39条の改正、附則第54条から第55条の2までの改正、附則第56条から第57条までを削る改正並びに附則第58条及び第59条の改正並びに第2条及び第3条の規定並びに附則第3条の規定 公布の日

- (2) 第1条中第22条及び第23条第1項の改正並びに次条第3項の規定 平成26年10月1日
- (3) 第1条中附則第10条の2の改正及び次条第1項の規定 平成27年1月1日
- (4) 第1条中第91条の改正並びに附則第4条及び第6条（第1条の規定による改正後のさいたま市市税条例（以下「改正後の条例」という。）附則第32条に係る部分を除く。）の規定 平成27年4月1日
- (5) 第1条中第14条第2項及び第3項の改正、第45条第2項及び第5項の改正、第48条第1項の改正並びに第143条第1項の改正並びに附則第31条を削る改正、附則第32条の改正及び附則第31条の次に1条を加える改正並びに次条第2項、附則第5条及び第6条（改正後の条例附則第32条に係る部分に限る。）の規定 平成28年4月1日
- (6) 第1条中第64条及び第66条の改正 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日
（市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の条例附則第10条の2の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 次項に定めるものを除き、改正後の条例の規定中法人の市民税に関する部分は、平成28年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第22条及び第23条第1項の規定は、平成26年10月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 改正後の条例附則第19条第10項の規定は、平成26年4月1日以後に耐震改修が行われる同項に規定する耐震基準適合家屋に対して課すべき平成27年度

以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 改正後の条例第91条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第5条 改正後の条例附則第32条の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る改正後の条例附則第32条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。

第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る改正後の条例第91条及び改正後の条例附則第32条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

改正後の条例第91条第2号ア	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
改正後の条例附則第32条の表以外の部分	第91条	さいたま市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年さいたま市条例第 号）附則第6条の規定により読み替えて適用される第91条
改正後の条例附則第32条の表第91条第2号アの項	第91条第2号ア	さいたま市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年さいたま市条例第 号）附則第6条の規定により読み替えて適用される第91条第2号ア
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円

	5, 0 0 0円	4, 0 0 0円
--	-----------	-----------